

## すべてのMIC争議を勝利させる決議

2013年6月に出された規制改革会議雇用ワーキンググループの中間報告は、キーワードとして「失業なき労働移動」を掲げている。ここに安倍政権の労働政策の考え方が透けてみえる。「余剰在庫」「価格調整」という考え方は、労働の商品化に他ならない。また新たな階層を生み出す「限定正社員」の狙いは、解雇の自由化と一方的な賃下げの正当化である。事業所閉鎖や業務縮小などがあつた場合、一般の正社員より解雇しやすくなる。狙っているのは過剰労働力の解雇であり、「限定正社員」を突破口にして、従来の日本の解雇ルールを緩和しようとしている。

私たちはこうした財界主導の雇用政策に異議を唱え、労働条件の切り下げや、解雇などの攻撃と闘う仲間を支援してきた。そしてこの1年、読売テレビ名ばかり管理職争議（民放労連 / 和解：2012年10月）、宮古毎日新聞争議（新聞労連 / 和解：2013年2月）、日刊建設新聞争議（新聞労連 / 和解：2013年6月）、テレビ宮崎通信員契約解除事件（民放労連 / 和解：2013年6月）、アド日報不当解雇争議（全印総連 / 和解：2013年7月）などの争議を解決してきた。

一方、こうした労使紛争を解決するために、憲法に基づき公正な判断をするべき裁判所が、不当判決連発している実態がある。パナソニックPDP事件最高裁判決（09年12月）以降、非正規労働者の権利を否定する判決が相次いでいる。中でも東京地裁・高裁は、日本航空やいすゞ、ホンダなどの判決で、正規・非正規を問わず「首切り自由」にお墨付きを与える不当な司法判断を下してきた。5月15日には「けんり総行動実行委員会」と「東京争議団共闘会議」の呼びかけで発足した「首切り自由は許さない実行委員会」が主催した「“首切り自由”は許さない5・15裁判所包囲の霞ヶ関大行動」には、産別の枠を越えて700人が参加した。

そんな中でも米通信社ブルームバーグによる解雇は不当として闘ってきた地位確認訴訟は、昨年10月に東京地裁で一審判決があり、裁判長は解雇無効を言い渡した。会社側は控訴したが、高裁でも4月24日に勝利判決が出された。会社は上告せず、確定した。しかし、会社側は、7月には新たに雇用関係不存在確認訴訟を起した。違法に違法を重ねて恥じない会社の姿勢に対して、私たちは労働者の権利を擁護し、健全な社会の発展のために引き続き奮闘する決意である。

MICに結集する9単産は、春闘と秋年末闘争のMIC争議支援総行動で個別企業を社会的に包囲し、夜の銀座デモで世論に訴え、争議支援望年パーティーで争議団との連帯と団結を深めてきた。

新聞労連のブルームバーグ争議、外国特派員協会争議。全印総連のDNPファイン解雇・偽装請負争議、毎日新聞・関町販売所押し紙争議。民放労連の茨城放送再建闘争、TNCプロジェクト宮崎争議、和歌山放送不利益変更撤回争議、放送スタッフユニオン・スカイビジョン分会事業再建闘争。出版労連の廣川書店争議、中山書店争議、角川マガジズ解雇争議、ピアソン桐原争議。映演共闘のUIP映画闘争、パラマウントジャパン解雇撤回闘争、京阪商会不当配転事件。映演労連のラピュタ争議、スタジオ・イースター闘争。音楽ユニオンの新国立劇場争議。今、闘っている仲間たちの争議を早期に解決するため、MICに結集する仲間の英知を争議支援に集中させよう。以上、決議する。

2013年9月28日

日本マスコミ文化情報労組会議 第52回定期総会